

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

名古屋市市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第64号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則（昭和40年名古屋市規則第91号）の一部を次のように改正する。

第4号中「、営業所」を削る。

第5号中「、電気事務所の副所長」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。